

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年4月21日 20時15分頃
発生場所	山口県徳山下松港第3区 岩島灯台から真方位320° 110m付近 (概位 北緯33°59.1' 東経131°45.1')
事故の概要	漁船本満丸は、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年5月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 本満丸、1.3トン
船舶番号、船舶所有者等	Y G 3 - 6 0 1 5 2 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人(船長)
損傷	プロペラシャフトに曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業の目的で、徳山下松港第1区所在の係留場所を出航し、山口県周南市大島半島の南西部に位置する竜宮鼻南方沖の漁場に向かった。</p> <p>本船には、レーダー及びGPSプロッターの備えがなかった。船長は、法定灯火を表示し、操縦区画に置いた椅子に腰を掛け、魚群探知機（以下「魚探」という。）が正常に作動しているか確かめながら、約10ノットの対地速力で、手動操舵により本船を南東進させていた。</p> <p>船長は、本事故発生の約72年前から事故発生場所付近の海域を幾度となく通航して漁に出掛けており、慣れた海域であったが、当時は、約3か月ぶりの出航であった。</p> <p>船長は、周南市岩島周辺に浅礁域が拡延していることを知っており、岩島灯台の灯光も見えていたので、岩島北方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）を避け、いつものように目視で岩島灯台を左舷方に見て、同市洲島と岩島との間の海域を通航しようと思っていた。</p> <p>船長は、輝度を強くした魚探を見ることに意識を向けながら操船していたので、前方の岩島灯台の灯光を見落とし、本船が本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本船は本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>（図1参照）</p>

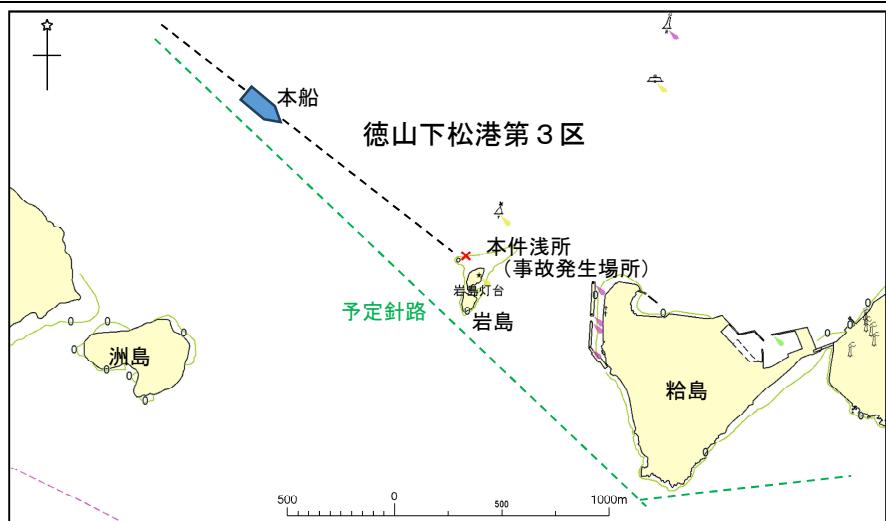


図1 事故発生経過概略図

船長は、乗り揚げた衝撃で、顔面を魚探に強打した。

船長は、携帯電話で漁師仲間に本事故発生の連絡を行い、救援に駆けつけた僚船によって救助され、本船の係留場所に向かった。

本船の係留場所で待機していた船長の家族は、119番通報を行った。

船長は、救急車で病院に搬送され、顔面裂傷と診断されて治療を受けた。

本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。

船長は、救命胴衣を着用していた。

分析	<p>本船は、南東進中、船長が、周囲の見張り及び船位の確認を適切に行っていなかったことから、本船が本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、輝度を強くした魚探の画面を見ることに意識を向けていたことから、前方の岩島灯台の灯光を見落としたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、南東進中、船長が、輝度を強くした魚探を見ることに意識を向け、周囲の見張り及び船位の確認を適切に行っていなかったため、本船が本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダー及びGPSプロッターを備えていない小型船舶の船長は、目印となる物標等を見落とさないよう、常時、周囲の見張り及び船位の確認を適切に行いながら航行すること。 ・夜間航行を行う小型船舶の船長は、レーダー及びGPSプロッターを備えておくことが望ましい。